

○ 千葉地方検察庁執務規程

平成13. 3. 30千地検訓第4号訓令

改正 平成14. 3. 1千地検訓第12号

平成15. 12. 16千地検訓第1号

平成17. 4. 1千地検訓第5号

平成18. 5. 24千地検訓第6号

平成19. 12. 21千地検訓第7号

平成19. 12. 21千地検訓第8号

平成22. 4. 5千地検訓第5号

平成23. 3. 22千地検訓第4号

平成25. 3. 29千地検訓第2号

平成26. 1. 29千地検訓第1号

平成26. 2. 19千地検訓第2号

平成27. 4. 10千地検訓第6号

目次

第1章 総則

第1条 趣旨

第2章 機構

第2条 特別刑事部の所管事務

第3条 検察官の配置

第3条の2 副部長

第3条の3 統括副検事

第3条の4 担当検察官

第4条 区検察庁等に対する指揮監督

第5条 上席の検察官

第6条 検察官事務取扱

第7条 部長会議

第8条 検察官会議

第9条 局・課長等会議

- 第10条 課長補佐
- 第11条 係
- 第12条 係長
- 第13条 係主任
- 第14条 検務及び捜査・公判部門の担当
- 第15条 上席検務専門官
- 第15条の2 上席主任捜査官

第3章 運営

第1節 通則

- 第16条 臨時職務代行
- 第17条 庶務・会計に関する指揮監督の補佐
- 第18条 事務移転
- 第19条 事務の決裁
- 第20条 事務引継ぎ

第2節 捜査及び公判

- 第21条 捜査及び公判上の注意
- 第22条 認知等
- 第23条 事件の配分
- 第24条 事件の決裁
- 第25条 公判立会の分担
- 第26条 補充捜査
- 第27条 求刑・訴因の変更等
- 第28条 裁判結果報告

第3節 上訴等

- 第29条 控訴
- 第30条 控訴申立書及び控訴趣意書の作成名義
- 第31条 控訴趣意書の作成
- 第32条 抗告等
- 第33条 再審

第4節 事務監査

- 第34条 監査の種類

第4章 文書

第35条 文書の作成名義

第36条 文書の管理

第5章 勤務

第37条 勤務の心得

第38条 意見の申出

第39条 執務場所を離れる場合

第40条 出張

第41条 身上の異動等

第42条 宿直

第43条 警備

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 千葉地方検察庁（以下「本庁」という。）、千葉地方検察庁支部（以下「支部」という。）及び区検察庁職員の執務は、検察庁法、検察庁事務章程その他の法令によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 機構

(特別刑事部の所管事務)

第2条 特別刑事部の所管事務のうち、「検事正があらかじめ指定する事件」は、次のとおりとする。

- (1) 直受事件
- (2) 汚職事件
- (3) 前号以外の千葉県警察本部刑事部捜査第二課が関与した特異又は重大な事件
- (4) その他検事正が特に指定した事件

(検察官の配置)

第3条 本庁の検察官は、それぞれ部に配置する。

2 指導係検事は総務部に、少年、外事、麻薬、風紀、暴力、環境及び本部の各係検事は刑事部に、財政経済及び公安労働係検事は特別刑事部にそれぞれ配置された検事のうちから指名する。

(副部長)

第3条の2 部に副部長を置くことができる。副部長は検事のうちから検事正が任

命する。

- 2 副部長は、部長を助けて部の所管事務を整理し、また、部長の命を受けて部の職員を指揮監督する。

(統括副検事)

第3条の3 検事正は、管内区検察庁の副検事のうちから、統括副検事を指名することができる。

- 2 統括副検事は、上司の命を受け、その属する区検察庁又は部の所管事務を整理し、その職員を指揮監督する。

(担当検察官)

第3条の4 本庁及び支部に、検察庁事務章程第7条に規定する係検事のほか、担当検察官を置くことができる。

- 2 担当検察官は、本庁刑事部及び支部に配置された検察官のうちから検事正が命ずる。
- 3 担当検察官の種類及び担当事務の範囲は、別表第1のとおりとする。ただし、刑事部及び支部の所管に属さないもの並びに係検事の所管に属するものを除く。
- 4 担当検察官は、その担当事務の範囲に属する事項につき、案件の処理、法令の解釈、資料の収集整備その他諸般の調査研究及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(区検察庁等に対する指揮監督)

第4条 次席検事は、千葉区検察庁の庁務を掌理し、その職員を指揮監督する。

- 2 支部長は、その支部の所在地にある区検察庁の庁務を掌理し、その職員を指揮監督する。
- 3 別表第2左欄に掲げる本庁部長及び支部長は、検察庁法第4条及び第6条に規定する事務に関し、同表右欄に掲げる支部及び区検察庁の職員を指揮監督する。
- 4 検事正が、庁務の掌理及び職員の指揮監督に関して、別段の指示をしたときは、前各項の規定にかかわらず、これによる。

(上席の検察官)

第5条 支部長の置かれていない支部においては、その所在地にある区検察庁の検察官で、その支部の検察官の事務を取り扱う者（当該検察官が2人以上あるときは、席次の上位にある者）が庁務を掌理し、その職員を指揮監督する。

- 2 本庁及び支部の所在地以外の地にある区検察庁において、検察官が2人以上あるときは、席次の上位にある者が庁務を掌理し、その職員を指揮監督する。

(検察官事務取扱)

第6条 本庁又は支部に勤務する検事は、その所在地にある区検察庁の検察官の事務を取り扱う。

2 本庁又は支部の所在地にある区検察庁の副検事は、必要に応じ、本庁又はその支部の検察官の事務を取り扱う。

(部長会議)

第7条 検察に関する重要な事項につき、検事正の諮問に応ずるため、部長会議を置く。

2 部長会議は、次席検事、部長、支部長及び事務局長をもって構成し、検事正が主宰する。

3 部長会議には、必要に応じ、その他の職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(検察官会議)

第8条 検察に関する事項につき、検事正の諮問に応ずるため、検察官会議を置く。

2 検察官会議は、検事正が招集する。

3 検察官会議には、事務局長及び首席捜査官を列席させる。

4 検察官会議には、必要に応じ、その他の職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(局・課長等会議)

第9条 事務局事務又は検務事務に関する重要な事項につき、検事正の諮問に応ずるため、局・課長等会議を置く。

2 局・課長等会議は、検事正が招集する。

3 局・課長等会議には、必要に応じ、検察官を列席させるほか、その他の職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(課長補佐)

第10条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、検察事務官のうちから任命する。

3 課長補佐は、課長を助けて課の所管事務を処理する。

(係)

第11条 本庁の課・室及び支部の課に設ける係並びにそれらの所管事務は、別表第3のとおりとする。

(係長)

第12条 係に係長を置き、検察事務官のうちから任命する。

2 係長は、上司の命を受け、係の所管事務をつかさどる。

(係主任)

第13条 係に係主任を置くことができる。

2 係主任は、検察事務官のうちから任命する。

3 係主任は、上司の命を受け、係の所管事務のうち、課長が指定する事務に従事する。

(検務及び捜査・公判部門の担当)

第14条 総務部及び松戸支部における検務部門の担当名称及び所管事務は、別表第4のとおりとする。

2 本庁における捜査・公判部門の担当名称及び所管事務は、別表第5のとおりとする。

(上席検務専門官)

第15条 総務部検務部門に上席検務専門官を置くことができる。

2 上席検務専門官は、検務専門官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(上席主任捜査官)

第15条の2 本庁における捜査・公判部門に上席主任捜査官を置くことができる。

2 上席主任捜査官は、主任捜査官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

第3章 運営

第1節 通則

(臨時職務代行)

第16条 検事正及び次席検事に事故のあるとき、又は検事正及び次席検事がともに欠けたときは、部長がその席次により臨時に検事正の職務を行う。

(庶務・会計に関する指揮監督の補佐)

第17条 検事正の支部及び区検察庁に対する庶務及び会計に関する指揮監督は、次席検事のほか、事務局長が補佐する。

(事務移転)

第18条 検事正は、必要があると認めるときは、職員の担当する特定の事務を他の職員に取り扱わせる。

(事務の決裁)

第19条 事務は、第24条に定める場合を除くほか、別に定めるところにより、順次上司の決裁を経て執行する。

- 2 検事正に差し支えのあるときは次席検事が、検事正及び次席検事がともに差し支えのあるときは所管部長又は事務局長が、急を要する事務に限り、代決することができる。
- 3 支部長及び第5条の規定により庁務を掌理する検察官に差し支えのあるときは、それぞれその庁に配置された検察官がその席次により、急を要する事務に限り、代決することができる。
- 4 前2項の規定により代決したときは、事後速やかにそのてん末を報告しなければならない。

(事務引継ぎ)

第20条 職員は、所管の事務を交代したときは、正確に事務を引き継がなければならない。

第2節 捜査及び公判

(捜査及び公判上の注意)

第21条 検察官は、重要事件又は事実認定上若しくは法律解釈上重要な問題を含む事件については、捜査及び公判立会に際し、あらかじめ上司の指示を受けなければならない。

- 2 検察官は、捜査及び公判立会に際し、特異な事情が生じたときは、速やかに上司に報告しなければならない。

(認知等)

第22条 検察官は、犯罪を認知・立件して捜査に着手するときは、あらかじめ上司の指揮を受けなければならない。

(事件の配分)

第23条 事件は、本庁及び千葉区検察庁においては所管部長が、支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁においては支部長が、その他の支部及び区検察庁においては庁務を掌理する検察官が配分する。

- 2 検事正は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特定の検察官を指名して事件を担当させる。

(事件の決裁)

第24条 本庁及び千葉区検察庁における事件の処理は、所管部長及び次席検事を

経て、検事正の決裁を受けなければならない。

2 支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁における事件の処理は、支部長及び次席検事を経て、検事正の決裁を受けなければならない。

3 支部長の置かれていない支部及び区検察庁における事件の処理は、別表第2の区分に従い、本庁部長又は支部長、及び次席検事を経て、検事正の決裁を受けなければならない。

4 前3項の場合において、検事正は、範囲を定めて次席検事、所管部長、支部長又は他の検察官の専決とすることができる。

(公判立会の分担)

第25条 公判立会の分担は、本庁及び千葉区検察庁においては検事正の承認を得て公判部長が、支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁においては支部長が、その他の支部及び区検察庁においては庁務を掌理する検察官が定める。

2 検事正は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特定の検察官を指名して公判の立会をさせることができる。

(補充捜査)

第26条 公判立会検察官は、補充捜査を必要とするときは、自らこれを行う。ただし、事案複雑その他必要があると認めるときは、所管部長を通じて捜査担当検察官に協力を求めることができる。

(求刑・訴因の変更等)

第27条 公判立会検察官は、公判の経過にかんがみ、求刑につき起訴検察官と異なった意見を述べる必要があると思料するとき、又は訴因若しくは罰条の追加、撤回若しくは変更をする必要があると思料するときは、本庁及び千葉区検察庁においては公判部長の、支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁においては支部長の、別表第2右欄に掲げる支部及び区検察庁においては同表左欄に掲げる本庁部長又は支部長の指揮を受けなければならない。

(裁判結果報告)

第28条 公判立会検察官は、無罪、免訴、公訴棄却、管轄違い、法令の適用の誤り、求刑と著しく異なる裁判及びその他の控訴の要否を検討すべき裁判並びに重要事件について裁判があったときは、本庁及び千葉区検察庁においては公判部長に、支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁においては支部長に、別表第2右欄に掲げる支部及び区検察庁においては同表左欄に掲げる本庁部

長又は支部長に、直ちにその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた本庁部長又は支部長は、直ちにその旨を次席検事に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、事実認定、法律解釈等に関し執務上の参考となる裁判があったときに準用する。

第3節 上訴等

(控訴)

第29条 検察官控訴の要否を検討すべき裁判があったときは、本庁及び千葉県検察庁においては公判部長が、支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁においては支部長が、別表第2右欄に掲げる支部及び区検察庁においては同表左欄に掲げる本庁部長又は支部長が主宰して審議を行い、その結果について意見を付した上、次席検事を経て、検事正の決裁を受ける。

- 2 前項の場合において、所管部長及び捜査担当検察官は、意見を述べることができる。
- 3 東京高等検察庁検事長の指揮を求める手続は、本庁において行う。

(控訴申立書及び控訴趣意書の作成名義)

第30条 控訴申立書及び控訴趣意書の作成名義は、次に掲げる検察官とする。

- (1) 本庁及び千葉県検察庁においては次席検事
- (2) 支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁においては支部長
- (3) 別表第2右欄に掲げる支部及び区検察庁においては同表左欄に掲げる本庁部長又は支部長

(控訴趣意書の作成)

第31条 控訴趣意書は、検事正の命を受けた検察官が起案する。

(抗告等)

第32条 抗告（準抗告を含む。以下同じ。）は、第1回公判期日前においては捜査担当検察官が、その後においては公判立会検察官が、本庁及び千葉県検察庁においては所管部長の、支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁においては支部長の、別表第2右欄に掲げる支部及び区検察庁においては同表左欄に掲げる本庁部長又は支部長の指揮を受けて行う。

- 2 勾留請求却下の決定、その他抗告の要否を検討すべき裁判があったときは、担当検察官は、前項の区分に従って、直ちにその旨を報告しなければならない。

(再審)

第33条 再審の請求をするときは、本庁及び千葉区検察庁においては公判部長が、支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁においては支部長が、別表第2右欄に掲げる支部及び区検察庁においては同表左欄に掲げる本庁部長又は支部長が、検事正に報告し、指揮を受けなければならない。

第4節 事務監査

(監査の種類)

第34条 本庁、支部及び区検察庁における事務処理の適正を期し、その改善と能率の増進を図るため、定時又は臨時に事務監査を行う。

2 事務監査に関する細則は、別に定める。

第4章 文書

(文書の作成名義)

第35条 上級官庁及び他官庁の長にあてた重要な文書は、検事正の名義とする。

2 訴訟に関する書類のうち、事件移送書、捜査嘱託書その他別に定める文書は、本庁及び千葉区検察庁においては所管部長の、支部長の置かれている支部及びその所在地にある区検察庁においては支部長の、その他の支部及び区検察庁においては庁務を掌理する検察官の名義とする。

(文書の管理)

第36条 文書の管理に関する定めは、別に定める。

第5章 勤務

(勤務の心得)

第37条 職員は、常にその職責を自覚し、品位を保ち、秘密を守り、上司の命に従い、相互に協調し、かつ、人権を尊重して懇切を旨とし、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(意見の申出)

第38条 職員は、事務の改善に資し、又は執務の参考となるべき事項について意見があるときは、上司に申し出なければならない。

(執務場所を離れる場合)

第39条 職員が勤務時間中にその執務場所を離れるときは、上司に対し、その所在を明らかにしておかななければならない。

(出張)

第40条 職員が出張しようとするときは、順次上司を経て、検事正の出張命令を受けなければならない。

(身上の異動等)

第41条 職員は、身上の異動を生じ、又は住所を変更したときは、速やかに順次上司を経て、検事正に届け出なければならない。

(宿直)

第42条 本庁においては、検察官又は検察事務官は、事件の捜査・処理等のため、宿直勤務を行う。

2 宿直に関する細則は、別に定める。

(警備)

第43条 職員は、非常事態に際し、庁舎の警備に就かなければならない。

2 警備に関する細則は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月5日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

別表第1 (第3条の4関係)

(本庁)

担 当 名	担 当 事 務 の 範 囲
海事担当検察官	1 海上で発生した事件に関する事項 2 千葉海上保安部及び勝浦海上保安署の捜査に係る事件に関する事項
盗犯担当検察官	1 窃盗・盗品等に関する罪等盗犯事件のうち特異・重大事件に関する事項 2 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に係る事件に関する事項
矯正施設担当検察官	1 矯正施設内で発生した事件に関する事項 2 その他矯正施設又は矯正施設職員が関係する事件に関する事項
サイバー犯罪担当検察官	サイバー犯罪（高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪などの情報技術を利用した犯罪）に係る特異重大な事件に関する事項
国際担当検察官	国際共助等に関する事項及びこれに関連する事項

(松戸支部)

担 当 名	担 当 事 務 の 範 囲
盗犯担当検察官	1 窃盗・盗品等に関する罪等盗犯事件のうち特異・重大事件に関する事項 2 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に係る事件に関する事項
矯正施設担当検察官	1 矯正施設内で発生した事件に関する事項 2 その他矯正施設又は矯正施設職員が関係する事件に関する事項

別表第2 (第4条第3項関係)

<p>本 庁 部 長</p>	<p>佐 倉 支 部 佐 倉 区 検 察 庁 一 宮 支 部 千 葉 一 宮 区 検 察 庁 市 川 区 検 察 庁 佐 原 支 部 佐 原 区 検 察 庁</p>
<p>八 日 市 場 支 部 長</p>	<p>銚 子 区 検 察 庁 東 金 区 検 察 庁</p>
<p>木 更 津 支 部 長</p>	<p>館 山 支 部 館 山 区 検 察 庁</p>

別表第4 (第14条第1項関係)

部及び 支部	担当の名称		所 管 事 務
総務部	検 第 担	事 担 件 当	1 事件の受理に関する事 2 前号に関連する事
		令 担 状 当	1 令状の請求及び執行に関する事項（執行担当の所 管事務に属することを除く。） 2 前号に関連する事
	検 第 担	執 担 行 当	1 死刑及び自由刑の執行に関する事 2 検事があらかじめ指定する逃亡被疑者、逃亡被 告人及びとん刑者の逮捕又は収容に関する事 3 恩赦及び保護に関する事 4 前3号に関連する事
		徴 担 収 当	1 徴収金に関する事 2 前号に関連する事
		犯 担 歴 証 当	1 犯歴の調査に関する事 2 科学的捜査の技術に関する事 3 前2号に関連する事
	検 第 担	証 担 拠 品 当	1 証拠品に関する事 2 前号に関連する事
		記 担 録 当	1 記録の保存に関する事 2 前号に関連する事
	松戸支部	事件・令状担当	
執行・徴収・犯歴 探証担当		1 死刑及び自由刑の執行、恩赦及び保護に関する事 と 2 徴収金に関する事 3 犯歴の調査及び科学的捜査の技術に関する事 4 前3号に関連する事項	
証拠品・記録担当		1 証拠品に関する事 2 記録の保存に関する事 3 前2号に関連する事	

別表第5（第14条第2項関係）

担当の名称	所 管 事 務
特命事項担当	1 犯罪の被害者等の支援に関する事 2 その他特命事項に関する事 3 前2号に関連する事
刑事捜査担当	1 刑事部所管の事件の捜査に関する事 2 前号に関連する事
刑事管理担当	1 刑事部所管の事件の管理に関する事 2 前号に関連する事
刑事事件担当	1 刑事部の事件事務に関する事 2 刑事部所管の少年事件の審判に関する事 3 前2号に関連する事
国際捜査・資料管理担当	1 国際関係事件に関する事 2 事件の捜査及び公判に関する資料の収集整備に関する事（特別刑事部の所管に属することを除く） 3 前2号に関連する事
交通管理担当	1 交通部所管の事件の管理に関する事 2 交通部所管の少年事件の審判に関する事 3 前2号に関連する事
交通捜査担当	1 交通部所管の事件の捜査に関する事 2 前号に関連する事
特別刑事管理担当	1 特別刑事部所管の事件の管理に関する事 2 公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関する事 3 特別刑事部所管の少年事件の審判に関する事 4 前3号に関連する事
特別刑事捜査・資料管理担当	1 特別刑事部所管の事件に関する資料の収集整備に関する事 2 特別刑事部所管の事件の捜査に関する事 3 告訴・告発事件等の受理に関する事 4 前3号に関連する事
公判管理担当	1 公判の運営一般に関する事 2 公判の遂行一般に関する事 3 前2号に関連する事
公判事件担当	1 公判の遂行に関する事 2 前号に関連する事